



一般社団法人日本フードサービス協会

# JFニュースレター 2020.4.7

## 新型コロナウイルス関連情報 NO.16

### 雇用調整助成金の特例措置の拡大について

一般社団法人日本フードサービス協会 会長 高岡慎一郎

協会では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動を縮小せざるを得ない事業者が、雇用を維持するために支払う休業手当の費用を国が助成する**雇用調整助成金の特例措置の拡大**を要求していましたが、本日の緊急経済対策第3弾により、以下のような制度改正が行われます。

その内容とは、

緊急対応期間（4月1日から6月30日まで）は、以下のような特例措置が適用になります。

- 1 雇用保険被保険者でない方（週20時間未満のパートの方々など）の休業に対しても助成対象になりました。
- 2 前年同期の一か月と比べ、売り上げが5%以上低下（現行制度は10%以上低下）した外食事業者が、助成対象となります。
- 3 助成金の助成率は、4/5（中小）2/3（大企業）になります。  
（解雇しない場合は、9/10（中小）3/4（大企業）まで対象になります。）
- 4 短時間休業の場合、店舗などの全員が一斉に休業しなくても助成金の対象になります。

なお、厚生労働省は手続きの簡素化も行うとしています。

詳細はお近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）にお問合せ下さい。

JF事務局：石井・金丸（03-5403-1060）